

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 8 月 25 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榊 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成29年度

定期監査(中・後期)(29監査第179号)

指摘事項		当初措置状況 (30年度)	令和元年度の措置状況	担当課
4 財産管理事務 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの (報告書7ページ)	<p>イ 消防局が所管する長野市消防団長野第八分団詰所について、長野市財務規則に定める行政財産目的外使用許可事務において不適正な事例があった。</p> <p>同詰所の使用に当たり、市と住民自治協議会(以下、「協議会」という。)で協定書を締結し、協議会が包括的に目的外使用許可を受けることで、協議会だけでなく協議会が認めた別の団体も使用できるものとしていた。</p> <p>長野市財務規則では、使用許可を受けた団体以外の第三者に使用させてはならないことを使用許可の条件としており、この協定書は規則の規定と整合しない。</p> <p>規則に基づいた適正な使用許可事務を行われたい。</p>	<p>施設の使用許可事務を適正に行うべきものについては、協定書締結当時、「営利目的でなければ、使用の許可を受けた団体が認めれば使用させてよい。」との関係課の見解を受けて、住民自治協議会という大枠の中で使用を許可したもので、平成30年4月12日、長野市財務規則の規定と整合しない項目について住民自治協議会と協議を行った。</p> <p>今後も協議を重ね、協定書を改正することにより改善を図る。(30庶第114号H30.6.4)</p>	<p>平成30年6月21日付け、吉田地区住民自治協議会からの協定廃止の申し出に基づき、同団体と協議した結果、平成31年3月31日付けで協定を廃止した。</p> <p>現在は、同協議会からの行政財産使用許可申請はなく、第三者による使用は改善されている。</p>	消防局総務課